

PL訴訟の実情

温水便座発火事件

【事案の概要】

自宅のトイレから煙が立ち上り、温水便座が燃えた。消火器で対応でき、トイレ1室を焼損したほか、家じゅうに煤が残った。

便座とタンクが激しく燃えており発火源は温水便座であることが明らかなので、メーカーに損害賠償を請求した。

★写真

【訴訟経過】

燃えている部分が限られているので、温水便座が火元であることは一目瞭然である。

温水便座を通常に使っていて発火すれば欠陥であることは容易に証明できる。

ところが、消防署は発火原因は不明だが放火の可能性も否定できないとし、被告は、便座のプラスチックの表面がよく燃えているので、便座の中からの火ではなく外からの火による火災である（室内にチャッカマンがあった、子どもが火遊びしたか、家人が放火した可能性も考えられる）と主張して争った。

原告は、技術の専門家に依頼して便座を切開して中を見てもらい、内部の電線部分が強く焦げていると証明した。

裁判所は、「放火など外部からの火の可能性も否定できない」として欠陥の立証が不十分であると認定し請求を棄却した。

控訴したが、あっさり1回で結審し控訴棄却の判決となった。

【所感】

一般的に新製品が登場した当初はトラブルが起こりそれを経験として改良されて安全性が進歩していくものである。温水便座というものが1980年代以降出回り始めたころは、しばしば同種の発煙、発火事故があった。

温水便座は電気製品である。それが水や糞尿と接する宿命を負った製品である。ヒータなどの電線を覆っているプラスチックが劣化すれば電線に影響が出る可能性が高い。

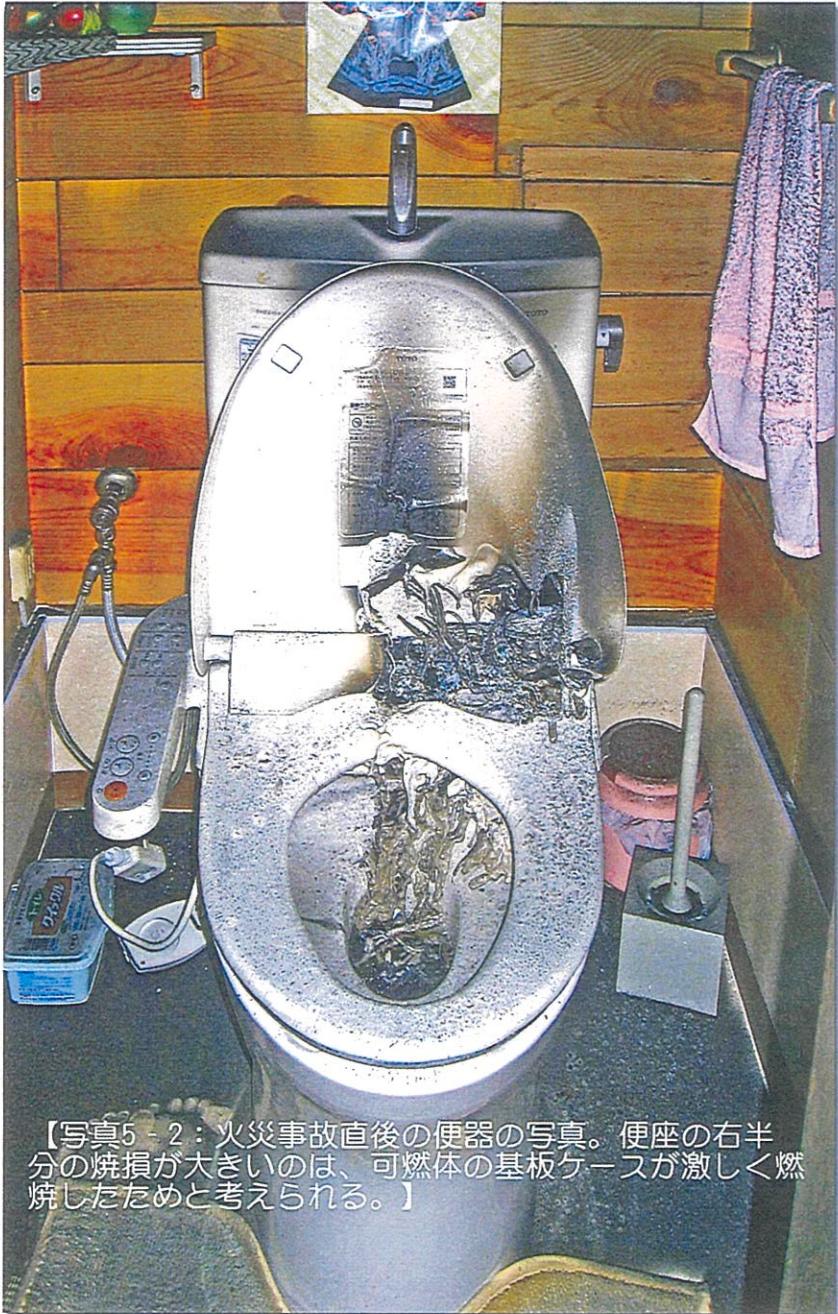
裁判所は、世間の様子を踏まえて、想像力を働かせるべきである。

途中和解交渉に当たった裁判官は「被告にお金を払わせるには、それなりにきちんと裏付けがないと、、、」と、全く過失責任の頭のままで原告に重い証明責任を課したままであった。損害の公平な分担、事実上の推定の活用、というPL法の根幹を全く理解していない判決であった。



【写真5-1：火災事故後に交換した新しいウォツシュレット。火災事故機とはモデルが違う。トイレ室内の内装はリリフォームしている。】

事故品入替後の便器



【写真5-2：火災事故直後の便器の写真。便座の右半分の焼損が大きいのは、可燃体の基板ケースが激しく燃焼したためと考えられる。】